

番号 04105

登 錄 識 別 情 報 等 通 知 書

裏面もご覧ください。

[]，所有者変更記録
自動車重量税 非課税

一時抹消中所有者

〔申請年月日〕 令和 7 年 4 月 22 日

* 保安基準緩和 * [認定年月日] 平成22年7月9日 [関東運輸局]
771 [緩和事項] [098] 一括緩和、[004] 車両総重量 [制限事項] [028] 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。「0

68] 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。,*けん引車*日野 LKG-SH1EDAG, BKG-SH1EDXG, PK-SHD1EBG, KL-SHD1EAG, *第五輪荷重*11.040kg以上のものとする

〔1〕最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は
基準緩和時とする。

以下余白

S-9087

登録識別情報

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)

2. 本車の自動運転装置を操作するには、運転者に譲渡する旨を通知本は、受取人へ

令和 7年 4月 22日

運輸支局長

車両 I D

